

## 奈良県公安委員会告示第154号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年12月17日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

運転免許取得者教育を行う者の氏名 又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設 の名称	代 表 者 の 氏 名	
		変 更 前	変 更 後
株式会社桜井自動車教習所	桜井自動車教習所	杉 垣 新 哉	杉 垣 新 平